

外国人労働者の権利が擁護される制度の創設を求める総会決議

1 外国人労働者受入れのための新制度創設の表明

政府は、2018年6月15日、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（以下、「骨太の方針 2018」という）を閣議決定し、同年10月12日、法務省は外国人労働者受入れ拡大の制度として、「特定技能1号」と「特定技能2号」という、2種類の就労を目的とする新たな在留資格を創設する方針を示した（以下、二つの新たな制度を合わせて「新制度」ともいう）。これは、専門的・技術的分野以外、いわゆる「単純労働」分野における外国人労働者の就労は認めない、という従前の方針を実質的に転換し、単純労働を含めた外国人労働者の受入れを行うことを表明するものである。

日本社会における人手不足は深刻であるため、新制度による外国人労働者の受入れは、今後、すべての人手不足分野に拡大されていくことは、容易に予想される。なお、新制度により受け入れる外国人は、あくまで「労働者」なのであるから、日本におけるすべての労働関係諸法令が受け入れた外国人労働者に対して日本人労働者と同様に適用されることは言うまでもないし、適用が除外されるようなことは絶対にあってはならない。

2 技能実習制度の即時廃止を求める

そもそも、「単純労働」分野における人手不足はすでに深刻化しており、技能実習制度によって事実上「単純労働者」を受け入れてきた。

しかしながら、技能実習制度では、主に、①技能実習生に職場移転の自由が認められていないこと、②技能実習生の受け入れと送り出しの過程に民間団体が関与することになっており、一部の団体がいわゆるブローカーとして暗躍し、技能実習生から中間搾取すること等を含め、様々な人権侵害が発生してきたこと等の問題点が指摘されてきた。

新制度は「単純労働者」を正面から受け入れるものとなるのであるから、事実上「単純労働」の受け皿となってきて、かつ、数々の人権及び権利侵害を生ぜしめてきた技能実習制度は、直ちに廃止すべきである。

3 外国人労働者の権利が守られる制度創設を

新制度がどのような制度構築をされるか不透明な現段階では、新制度を創設したとしても、技能実習制度と同様の人権・権利侵害が発生しないと断言することはできない。どのような制度の下でも、日本において外国人を労働者として受け入れる以上、その制度の下で働く外国人労働者に対して、日本人労働者と等しく、我が国の労働関係諸法規が適用されることはもちろん、外国人労働者が日本国憲法で保障された労働基本権を行使して、権利擁護のために闘うことが実質的に可能となる制度としなければならない。

日本労働弁護団は、新たな外国人労働者受入れ制度が外国人労働者の人権及び権利侵害をもたらすような制度にならないよう監視と政策提言を行い、合わせて、日本人労働者の労働条件向上に資するよう、労働組合・労働運動と力を合わせて、外国人労働者の権利擁護のために尽力することを誓う。